合併処理浄化槽に設置替えしましょう!!

～ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のお願い～

新潟市では大切な水環境を守り、快適なくらしを推進するため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に設置替えする場合、設置費用の補助制度を設けています。

「合併処理浄化槽」はトイレの汚水や生活雑排水(台所や風呂、洗濯排水等)を処理する施設として、公共下水道等とともに高い評価を得ています。

トイレの汚水だけ処理する「単独処理浄化槽」をご使用の場合、生活雑排水は未処理のまま身近な水路や河川に放流されるため、生活環境の悪化の原因となる場合があります。

平成３０年度では、設置される方の費用負担を軽減するため、従来の設置補助金を倍額にしました。

ぜひ、この補助制度をご活用いただき、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への設置替えをお願いいたします。

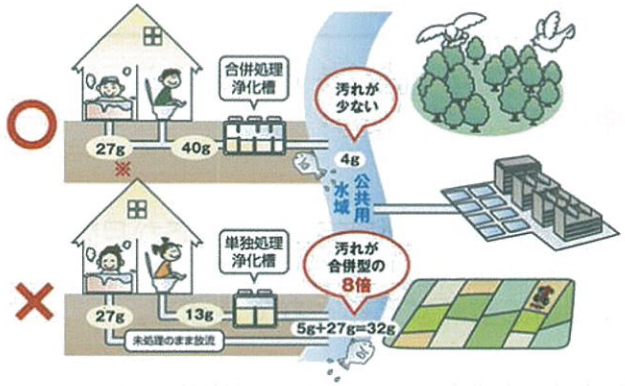

※BODの量：水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、有機性の汚れが少なければこの数値が小さくなります。

【 補助限度額 】

浄化槽の大きさ	設置補助限度額
５人槽	704,000 円
７人槽	882,000 円
１０人槽	1,176,000 円

住宅の延べ面積が 130 ㎡以下のもの → ５人槽

住宅の延べ面積が 130 ㎡を超えるもの → ７人槽

二世帯住宅 → 10 人槽

【 補助対象区域 】

公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域、公設浄化槽区域を除く区域（詳細はお問い合わせください。）

【 補助を受けられる方 】

主に住宅として利用する建物に合併処理浄化槽を設置する方（建築確認申請を伴う新築又は増・改築、汲み取り便槽からの転換は対象になりません。）

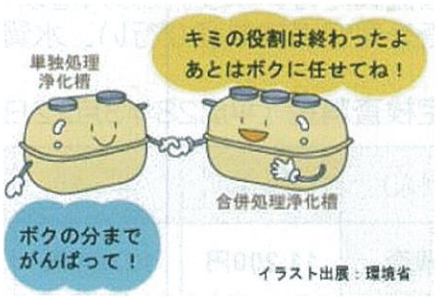

【お問い合わせ】

新潟市役所環境対策課水質係（TEL 025-226-1371）又は 合併処理浄化槽を設置する場所の各区役所区民生活課生活環境係へ